

門真市廃棄物処理施設整備基本方針策定支援業務委託募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和 8 年10月21日

1 事業の趣旨・目的

本市では、門真市クリーンセンター（門真市深田町 19-5）（以下「クリーンセンター」という。）で、普通ごみ、資源ごみ、小型ごみ、粗大ごみ等の処理処分を実施しており、可燃ごみの焼却処理は、平成 8 年 3 月に竣工した第 5 号炉、粗大ごみの破碎処理は、平成元年 3 月に竣工した破碎機で処理している。

クリーンセンターにおける焼却施設及び破碎施設の運営については、令和 12 年度末まで民間事業者に包括管理運営業務を委託しているが、令和 13 年度以降については未定の状況である。

令和 13 年度以降のごみ処理については、国や大阪府が示されている、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の方針に従って、周辺自治体と可燃ごみのごみ処理広域化を検討しているが、結論を得るには至っていない。

一方、クリーンセンターにおける施設の老朽化は進んでおり、ごみ処理費用が増加傾向にあることから、令和 13 年度以降のごみ処理手法について、廃棄物処理施設整備のあり方を早急に検討し、計画的に対応していくことが必要となっている。

本業務では、現時点で考えられる廃棄物処理施設の整備手法である、「単独建替え」、「基幹的設備改良工事」、「産業廃棄物処理業者との共同処理」、「他市との連携」等について、手法毎のスケジュールや実現可能性の検討、費用対効果の検証等を実施し、本市における今後の廃棄物処理施設整備に係る基本方針を策定することを目的とする。

なお、本業務の業者選定にあたっては、豊富な経験とノウハウを持つ業者を選定するために企画提案の公募型プロポーザルを行う。

2 業務概要

- (1) 委 託 名 門真市廃棄物処理施設整備基本方針策定支援業務委託
- (2) 委託内容 門真市廃棄物処理施設整備基本方針策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和10年 3 月24日（金）まで
- (4) 提案限度価格 21,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）
なお、最低制限価格は設定しません。

(5) 履行場所 本市指定場所

(6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 参加資格

企画提案に参加するものは、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 6 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無にかかわらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不相当と認められる者でないこと。
- (7) 令和8年度の本市の入札参加資格者として測量・建設コンサルタント等の「廃棄物」または一般委託・物品等の「7 その他業務等 - a計画策定・支援業務・調

査等」のいずれかに登録していること。

- (8) 平成28年4月1日から申請締切日まで国若しくは地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）と同種業務（ごみ焼却工場建設を含む整備方針等の策定支援業務）の契約を締結し、誠実に履行した実績があること。
- (9) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (10) 特定の廃棄物処理施設プラントメーカー及び産業廃棄物処理業者と連携協定を締結するなど、特別な関係にないこと。
- (11) 管理技術者は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画を含む。以下同じ。））、総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）又はRCCM（廃棄物部門）の資格取得後、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却工場建設を含む整備方針等の策定支援業務を担当した業務実績（履行中のものを除く。）を有する者とする。なお、管理技術者は担当技術者を兼務することができるが、照査技術者は兼務することができないものとする。
- (12) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者とする。なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼務することができないものとする。

4 参加手続

(1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年10月21日（水）から令和8年11月17日（火）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市環境水道部環境政策課環境政策グループ

- (2) 募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式1）を使用して、電子メールにて質問すること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和 8 年10月21日（水）から令和 8 年11月 5 日（木）午後 5 時30分まで
ただし、送信後の電話確認については、午前 9 時から午後 5 時30分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うこと。

イ 問合せ先

門真市中町 1 番 1 号 門真市役所 本館 2 階
門真市環境水道部環境政策課環境政策グループ
担当：上野、黒田
電話 06（6902）1231（代表）（内線：3214）
06（6902）6490（直通）

E-mail：kan02@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年11月 12 日（木）に本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に掲載し、個別には回答しない。

(3) 提出方法等

ア 提出期間 令和 8 年10月21日（水）から令和 8 年11月17日（火）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時30分まで（正午から午後 0 時45分までを除く。）とする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。なお、提出書類を提出した後で辞退する場合についても、取下書（様式 8）を提出すること。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先及び提出方法

提出先は 4 (2) イと同じ。

提出方法は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式 2）

イ 業務実績調書（様式 3）及び 3 (8) に記載の同種業務実績の条件を満たす実績を確認することのできる書面（一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のテクリス（業務実績情報システム）に完了登録された情報の写しを添付するものとし、記載事項で証明が不明確である場合は契約書及び仕様書の写しも併せて添付すること。）

ウ 配置予定技術者（管理・照査・担当技術者）経歴書（様式 4 ～ 6）

エ 配置予定技術者の資格を証明する書面（技術士等）の写し

オ 配置予定技術者との雇用関係を証明する書面（被保険者 番号を黒塗り

(マスキング) した雇用保険被保険者資格取扱等確認通知書 等) の写し
カ 配置予定技術者経歴書に記載の同種業務経歴を確認することのできる書面
(一般財団法人日本建設情報総合センター (JACIC) のテクリス (業務実績情報システム) に完了登録された情報の写しを添付するものとし、記載事項で証明が不明確である場合は契約書及び仕様書の写しも併せて添付すること。)

キ 企画提案書 (様式 7)

- (ア) 業務実施方針 (任意様式 A4 サイズ又は A3 サイズ片面 1 枚)
- (イ) 業務実施スケジュール (任意様式 A4 サイズ又は A3 サイズ片面 1 枚)
- (ウ) 業務実施体制 (任意様式 A4 サイズ又は A3 サイズ片面 1 枚)
 - ・担当技術者が複数の場合、主たる担当技術者 1 名を明記すること。
- (エ) テーマ (門真市の廃棄物処理に係る現状や課題について) をまとめた書類 (任意様式 A4 サイズ又は A3 サイズ片面 1 枚)
- (オ) 見積書 (消費税及び地方消費税を除く。)
- (カ) 内訳明細書 (消費税及び地方消費税を除く。)

(5) 提出部数

企画提案書については、10 部 (正本 1 部、副本 9 部)。

それ以外については、各 1 部。

※ 企画提案書の評価は提案者を匿名として実施するため、提案者を特定できる情報は正本のみ記載し、副本は該当箇所を削除または黒塗りにすること。
また、提案内容をまとめた書類に提案者を特定できる情報を記載しないこと。
なお、企画提案書作成要領を参照のこと。

5 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和 8 年 11 月 25 日 (水) に結果通知書を電子メールにて通知する。

参加資格要件を満たさない者には、結果通知書を郵送により通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は参加できない。

6 評価方法等

(1) 評価基準

門真市廃棄物処理基本方針策定支援業務委託事業者選定委員会評価基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア 審査方法

- i プレゼンテーションによる質疑応答
- ii 所定時間はプレゼンテーション 20 分以内、その後、質疑応答 10 分～15 分程度とする。
- iii 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書及びテーマをまとめた書類のみとする（データ活用可）。

イ 注意事項

- i 審査は提案者を匿名としたうえで実施するため、提案者を特定できる情報を説明に含めないこと。
- ii プロジェクター（パソコンとの接続ケーブルを含む）、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各提案者で準備すること。
- iii 審査は非公開で行い、傍聴することはできないものとする。
- iv 参加人数は、1 提案者 4 名までとし、主たる説明者は管理技術者とする。
- v プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。
- vi 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。
- vii 指定した日時の変更はできないものとする。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ 総合評価点が同点の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

- ①評価項目「企画提案項目」の得点が高い者
- ②見積書の合計金額が低い者

ウ ア、イにかかわらず、「基本項目」と「企画提案項目」を評価した点数が満点の 6 割未満の場合は、受注候補者として選定しない。

(5) 失格となる受注候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本募集要領に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 記名又は押印を要する書類にあっては記名及び押印を欠いた書類を提出した場合
- カ 参加資格を満たしていない場合
- キ 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合
- ク 「企画提案書」の提出関係書類を複数案提出した場合
- ケ 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合
- コ 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合
- サ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- シ 見積書の合計金額が2(4)の提案限度価格を超える場合
- ス 見積書と内訳明細書の金額が相違する場合

7 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

- (1) 受注候補者及び次点候補者名及び総合評価点
- (2) 会議録

8 契約手続

- (1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 支払条件 令和9年度 完了払
- (4) 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができる。

- (5) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とするのがで

きる。

- (6) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

9 プロポーザルの延期又は中止

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止する。
- ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が1に満たない場合
 - イ 参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が1に満たない場合
 - ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合
 - エ 天災等、特別の事情がある場合
- (2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがある。

10 その他

- (1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式8）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) プロポーザル参加に要する一切の費用は提案者負担とする。
- (6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。
- (7) 応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。
- (8) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (10) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (11) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

11 スケジュール

※スケジュールは変更になる場合があります。

令和8年度	10月21日(水)	募集・質問・参加申込書の受付開始
	11月5日(木)	質問受付の締切り
	11月12日(木)	質問回答の公表
	11月17日(火)	参加申込みの締切り
	11月25日(水)	参加資格確認結果通知
	11月30日(月)	プレゼンテーション審査実施
	12月初旬予定	選定結果の通知
	12月中旬予定	結果公表→業務委託契約締結
	12月中旬予定	業務開始
令和9年度	4月～9月	審議会等の対応
	9月下旬	基本方針(案)とりまとめ
	2月	パブリックコメント
	3月下旬	業務完了

12 問合せ先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市環境水道部環境政策課環境政策グループ

電話 直通 06(6902) 6490

代表 06(6902) 1231 (内線3214)

FAX : 06(6905) 3264

電子メール : kan02@city.kadoma.osaka.jp

ホームページ : <http://www.city.kadoma.osaka.jp>